

# 被疑者面接のコミュニケーション・デザイン ～Reid テクニック、PEACE アプローチ、日本型取調べの比較検討～

高木光太郎      森直久      大橋靖史      脇中洋  
(青山学院大学) (札幌学院大学) (淑徳大学) (大谷大学)

キーワード：被疑者取調べ、Reid テクニック、PEACE アプローチ

## 目的

本論文の目的は日本の捜査実務において観察された被疑者面接事例と、アメリカで開発された被疑者面接技法である”The Reid Nine Steps of Interrogation (以下、Reid テクニックと表記)

“(Inbau, Reid, Buckley, & Jayne, 2011)、およびイギリスで開発された PEACE アプローチ (たとえば (National policing improvement agency, 2009) を、コミュニケーション・デザインという観点から比較したうえで、日本の捜査実務において有効に機能する被疑者面接技法の開発において留意すべき点について予備的な考察を行うことにある。

## 検討の視点

本研究では被疑者面接技法の比較をコミュニケーション・デザインという視点から行うために、(1) フレームの明示性、(2) フレームと発話の関連性、(3) 段階的構造の有無、(4) 圧力の程度と質、(5) 社会文化的文脈との適合性、に注目した。以下、それぞれについて簡単に説明する。

「フレームの明示性」とは、当該コミュニケーションの話題、展開の方向、展開の手順についての制約 (フレーム) が、コミュニケーションの参加者たちに明示されている程度を指す。一般的に言って、フレームの明示性が高ければコミュニケーションはより安定する。一方、明示性が低いと、参加者たちが文脈や状況を十分に共有している場合を除いて、コミュニケーションに誤解や混乱が生じ易くなると予想される。

「フレームと発話の関連性」は、当該コミュニケーションにおいて明示的あるいは暗黙のうち

に設定されたフレームが、個々の発話に与える制約の程度を指す。コミュニケーションの開始時にフレームを明確に設定した場合でも、その後の発話がフレームに適合しなくなってしまうことは、特に日常会話などでは多くみられる。たとえば休暇の過ごし方について相談するために会話を始めたのに、いつのまにかテレビ番組の話になってしまうといった展開である。この場合は、フレームが個々の発話に与える制約が弱いということになる。一方、式典などフォーマルなコミュニケーションの場では、司会の発言や登壇者の発言がフレームから大きく逸脱することは少ない。これはフレームが発話に与える制約が強いコミュニケーションの例となるだろう。

「フレームの明示性」と同様に、一般的に言って「フレームと発話の関連性」が高いほどコミュニケーションは安定することが予想され、それが低くなれば誤解や混乱が生じる可能性が高くなることが予想される。

「段階構造の有無」は、あらかじめ想定されたコミュニケーションの展開が、コミュニケーションの最終的な目的状態に向けて配置されたサブゴールを順に巡っていく構造となっているかどうかということ指す。一般的に言って日常会話が明確な段階構造を持つことはまれであり、その時々話題や状況に応じて柔軟に展開していく傾向が強い。これに対してたとえば刑事裁判の公判廷では、判決というゴールに向かって、人定質問から始まる一連の段階が明確に設定され、それに厳格に従ってコミュニケーションが展開していく。コミュニケーションが特定の結果を得ることを強く志向している場合、つまりコミュニケーションの最終的な目的状態が明確である場合は、それを達成するのに適した段階構造を設

計し、コミュニケーションに組み込むことは一般的に有効である。一方、こうした段階構造の導入は、各段階でのコミュニケーションの機能や展開の方向を強く制約するため、創造性が求められるコミュニケーションには通常は不向きであると考えられる。

「圧力の程度と質」とは、コミュニケーションの参加者の一方が他方に対して非対称的なかたちで意図的あるいは非意図的に行為（発話を含む）の方向づけを行うことができる程度と、そのために用いられる手段の種類を指す。近い者たち同士の雑談などは、話題の設定やそこからの逸脱、あるいはコミュニケーションそのものからの離脱などを参加者が互いに自由に行えるという点で圧力の低いコミュニケーションであると言える。これに対して、たとえば学校の通常の授業では、生徒の発言は教師に許可された場合のみ可能となり、かつ生徒が教師の発言を禁止または許可することはできないという非対称性が存在する。さらに教師の許可なくして生徒が授業のコミュニケーションから離脱することはできない。これらのことから学校の授業は教師による生徒への圧力が高いコミュニケーションであるということが出来る。コミュニケーションにおいて圧力を実現する手段は、拷問のように身体的な暴力を用いるものから、学校の授業のように常識的な言葉遣いを通して遂行されるものまで多様である。これら圧力を生じさせる手段の種類は、当然のことながらコミュニケーションの展開に大きく影響する。

最後に「社会文化的文脈との適合性」は、特定のコミュニケーションにおける話題、展開の方向や手順、圧力のあり方などの諸特性と、それが実際に展開する社会的状況や、それをを用いる人々の文化的背景との適合性の程度を指す。たとえば友人との雑談のように話題設定が自由で、展開も柔軟なコミュニケーションと、式典や事務的な会議といった社会的状況の適合性は低いだろう。また相手をストレートに批判する、自分の主張を最初から明確に示して押し通そうとするといったコミュニケーションは、婉曲な表現や主張を好む日本人には、なかなか受け入れられないことがあるかもしれない。

### 被疑者面接におけるコミュニケーション・デザインの基本要件

ここまで示した検討の視点に基づいて、被疑者面接技法が備えるべきコミュニケーション上の基本的な特性を整理する。

被疑者面接におけるコミュニケーションは、事件の真相解明にとって有用な情報を被疑者から最大限に引き出すと同時に、虚偽自白の発生可能性を最小限に抑えるようにデザインされる必要がある。捜査面接において被面接者からより多くの情報を得るためには、たとえばイギリス司法省の”Achieving Best Evidence in Criminal Proceedings” (Ministry of Justice, 2011) が推奨しているように、被面接者との間に適切なラポールを形成したうえで、開かれた質問形式を核とした段階的な質問構成を行い、聞き手による誘導的な影響を最小化することが有効であると言われている。これは前節で整理した検討の視点に基づけば、(A) 被面接者から事件について有用な情報を得るという面接のフレームを明確にしたうえで、

(B) このフレームに最適化された関連性の高い質問を準備し、(C) あらかじめ準備された段階に従って面接を進めていくというコミュニケーション・デザインである。しかし、被疑者が自分や関係者に不利益となる情報を意図的に隠蔽している可能性がある被疑者面接においては、面接者からの働きかけを無原則に最小化し、被疑者に事件について完全に自由に語らせるという方略は有効ではなく、(D) 情報の意図的な隠蔽を抑止するなんらかの「圧力」をコミュニケーションに組み込んだデザインが不可欠となる。だが容易に予想できるように、このような「圧力」は、それが不適切に作用した場合、犯行体験を持たない被疑者を虚偽自白に追い込んでしまうなど、深刻なトラブルに結びつく危険性をもつ。被疑者面接のコミュニケーション・デザインにおいては、そこに必然的に埋め込まれる「圧力」の質と量を適切にコントロールすることによって、虚偽自白の発生と被疑者による意図的な情報の隠蔽の双方を回避することが中心的な課題となる。

さらに被疑者面接技法を含む捜査面接技法は (E) それが使用される社会文化的文脈との適合性を十分に考慮する必要がある。たとえばイギリスで開発された PEACE アプローチは、街中に数多く設置された CCTV (監視カメラ) の映像を捜査機

関が証拠として活用可能なことや、黙秘が被疑者にとって不利益な証拠となりうるものが前提されており、このような捜査実務のあり方や法制度を持たない諸国に、このアプローチを機械的に導入しても十分に機能することはないと考えられる。

### ReidテクニックとPEACEアプローチのコミュニケーション・デザイン

3で示した(A)から(E)までの基本要件に基づいて、ReidテクニックとPEACEアプローチのコミュニケーション・デザインの特徴を整理した結果をTable 1に示す。

ここから明らかなように Reid テクニックと PEACE アプローチは共に (A) 面接の冒頭で取調べのフレームを明示し、(B) 取調官の発話とフレームの関連性を高く保ち、かつ (C) あらかじめ定義された段階に基づいて取調べのコミュニケーションを展開させるように設計されている。これら

のことから、Reid テクニックと PEACE アプローチは共に取調べにおけるコミュニケーションの混乱を最小化し、あらかじめ設定された目的を達成することを目指したデザインになっていることが分かる。

一方、両者が異なっているのは、まず (A) 取調べの冒頭で示されるフレームの内容である。Reid テクニックでは、たとえば「ジョー、われわれの調査の結果によると、先週、ジェyson 宝石店に入ったのは君だということがはっきりしている。」と宣言したうえで、取調官が用意した犯行についての説明(テーマと呼ばれる:たとえば「ジョー、こういう事件で一番大事なことは、このことが起こった状況を理解することなんだ。君が昨年会社を解雇されてからどんなに大変だったかわかっている・・・」)を示し、これらを被疑者が受け入れ認めることが取調べのゴールとして明確

Table 1

Reid テクニックと PEACE アプローチにおけるコミュニケーション・デザイン

	Reidテクニック	PEACEアプローチ
(A) フレームの明示性	明示的 (被疑事実の受け入れ要求)	明示的 (被疑事実への釈明要求)
(B) フレームと発話の関連性	高い	高い
(C) 段階構造の有無	段階的  0. 事前準備・権利の告知等 1. 直接かつ明確な対立 2. テーマの展開 3. 否認への対処 4. 反論の克服 5. 注意の誘導と維持 6. 否定的な感情への対処 7. 二者択一的な質問の提示 8. 口頭での説明 9. 自白調書の作成	段階的  0. プランと準備 1. 説明と引き込み 2. 釈明 3. 終結 4. 評価
(D) 圧力の程度と質	自白力動の最大化 否認力動の最小化 (情動圧力)	釈明と証拠との整合性 (情報圧力)
(E) 社会文化的文脈との適合性	アメリカの諸制度・文化に最適化	イギリスの諸制度・文化に最適化

に設定される。これに対してPEACEアプローチでは、たとえば「被害者は、～さんと同じ姿格好の人に被害にあったと言っています。あなたのバッグからは犯人が押し入った時に使ったのと同じタイプの金槌が出てきました。」といったかたちで被疑者が犯人である可能性を示す証拠や状況があることを示した上で、「あなたと事件の関わりについて話してください」といったかたちで明確に釈明を求める。

このようなフレームの違いは当然のことながら、段階構造の違いに結びつく。Reidテクニックにおいては、取調官が提示したテーマに対する被疑者の抵抗を想定し、それを抑止してテーマを受け入れること（＝自白すること）を目指した段階設定が行われている。これに対してPEACEアプローチでは、被疑者による事件との関わりについての釈明を十分に聞き取ったのち、その内容について証拠や論理に基づいて疑問点をぶつけて、再釈明を求めることを繰り返す段階設定となっており、自白を得ることは直接のゴールとして設定されていない。

こうしたフレームと段階構造の違いによって、これら二つのアプローチでは、被疑者に作用する圧力の質と量も大きく異なるものになっている。Reidテクニックは、犯行の動機や理由の説明として被疑者が受け入れやすいテーマを設定することによって自白力動を最大化すると同時に、取調官が繰り返しテーマの受容を被疑者に求めることで被疑者の否認力動を低減させるというかたちで圧力が行使される。これは被疑者の「自白をしない」という意思の持続を二つの方向から困難なものにする圧力戦略であり、Reidテクニックにおいては、これが一貫して強力に被疑者に適用される。本論文ではこのタイプの圧力を「情動圧力」と呼ぶ。

これに対してPEACEアプローチでは、被疑者による釈明がもつ矛盾や不明確さを証拠や論理によって指摘し再説明を要求するという圧力戦略が採用されている。被疑者が自身の不利益となる事実を隠蔽している場合、このような要求によって釈明が破綻していくことになる。一方、被疑者が意図的な隠蔽をせずに釈明をした場合、証拠や論理との齟齬は最小限に止まり、取調官による再説明の要求は大きな圧力とはならないだろう。本論文で

は、このタイプの圧力を「情報圧力」と呼ぶことにする。

社会文化的文脈との適合性については、二つの技法がそれぞれアメリカとイギリスの制度や文化を前提にデザインされていることから、そこに最適化されていることは自明である。

以上の諸特徴について虚偽自白の発生可能性を最小限に抑えつつ、被疑者から有用な情報を最大限に得るという観点で検討した場合、情動圧力を用いるReidテクニックは、取調官が設定したテーマを離れた被疑者自身の自由な釈明による情報収集と、虚偽自白発生リスクに対するコントロールがコミュニケーション・デザインに組み込まれていない点で問題があると言わざると得ない。一方、PEACEアプローチは、被疑者自身の釈明に対して情報圧力を適用するという戦略によって、情報の効果的な収集と、虚偽自白発生リスクの低減を可能にするコミュニケーション・デザインになっており、被疑者面接技法としてはより適切なものになっていると考えられる。

#### 日本型取調べの特徴に関する予備分析

日本の取調べ実務においては、ReidテクニックやPEACEアプローチのように意図的にデザインされた被疑者面接技法が体系的に導入されているという実態は存在しない。このため日本型取調べに共通する一般的特徴を明確に抽出することは非常に困難であると予想される。しかし、日本における取調べが一定割合で共有しているコミュニケーションの傾向性を把握することは可能であると考えられる。本論文では以下、そのような作業の出発点として、ある検察官取調べのコミュニケーション展開過程の分析を試みる。

**対象事例：**今回分析の対象としたのは、軽度の知的障害をもつ被疑者に対する検察官による被疑者面接の録画記録である。被疑者は当初犯行を否認していたものの、面接の過程で自白に転じている。録画された取調べの実施時間中に威圧や暴力あるいは便宜供与など不適切な取調官の対応は認められなかった。また知的障害をもつ被疑者が典型的に困難を経験する質問形式（たとえば二重否定文、難解な語彙、クローズドクエスションなど）によって誘導や意思疎通の失敗など明確な不具合

が取調べのコミュニケーションに生じた形跡も確認できなかった。当該面接にかかわるこのほかの詳細については、守秘義務の関係で記載を控える。

**分析方法：**録画された検察官と被疑者の発話を、検察官の質問ターンと被疑者の応答ターンをひとまとまり（以下、これを「質問-応答ペア」と呼ぶ）として、Table 2に示したカテゴリーに分類し、面接の展開のなかで生じたカテゴリーの遷移パターンを検討した。

**結果：**分析の対象とした面接では開始から被疑者が自白に至るまでに131の質問-応答ペアが生じた。これらの質問-応答ペアの時系列的展開には、大まかに言って間接事項、周辺事項、一般事項など犯行に直接関係しない事項から直接事項へと遷移するパターンがみられた。

この面接で最初に直接事項5ペアにたどり着くまでにラポール3ペア→周辺事項10ペア→メタコミュニケーション事項1ペア→間接事項7ペア→周辺事項3ペア→間接事項4ペアという遷移がみられた。このあとも検察官は直接事項にとどまることはなく、ふたたび間接事項をめぐるやりとり12ペアを経てから直接事項7ペアに戻っている。この直接事項の冒頭で検察官は被疑者が犯行現場にいたことを示す証拠を提示した。

しかし被疑者は犯行を認めず、検察官の発言の仕方が気にいらぬ旨を述べる、刑罰の仕組みについて質問するなど迂回的な発言を繰り返した。

これに対して検察官は直接事項に強く導くことはせず、被疑者の意見や質問に対応しながら、時折直接事項となる発話を差し挟んでいた。この部分のカテゴリー遷移は、間接事項3ペア→直接事項6ペア、間接事項2ペア→メタコミュニケーション1ペア→直接事項4ペア、メタコミュニケーション7ペア→直接事項1ペア、一般事項20ペア→直接事項1ペア、一般事項6ペア→間接事項3ペア→直接事項7ペア、一般事項10ペア→直接事項1ペア、一般事項7ペア→自白となっていた。

**考察：**前節で整理したようにReidテクニックやPEACEアプローチでは、ラポールなど冒頭の手順を経たのち、「直接かつ明確な対立」（Reidテクニック）、「説明と引き込み」（PEACEアプローチ）といったかたちで直接事項にかかわるコミュニケーションに遷移したのち、テーマをめぐるやりとり（Reidテクニック）、あるいは証拠や論理に基づく再釈明の要求（PEACEアプローチ）など、基本的に直接事項に定位して面接が展開する。これに対して今回検討した日本の検察官による取調べでは、間接事項、周辺事項、一般事項から直接事項に推移するパターンが確認できた。これは被疑者と犯行の結びつきをめぐる被疑者面接のコミュニケーションが展開するというフレームを明示化せず、曖昧にしたままで、しかし事件には相当程度関連のある事項についてコミュニケーションを進めるという展開構造である。これによって被疑者は、

Table 2

取調官の発話分類に用いたカテゴリー

カテゴリー	定義	例
ラポール	事前準備や良好な関係づくりのために行われる取調官の発言	録画の許諾をとる、権利の説明
直接事項	本件犯行と被疑者の結びつきに直接言及する取調官の発言	防犯カメラの映像を示して犯行との結びつきを問い質す
間接事項	本件犯行と被疑者を間接的に結びつける事項に言及する取調官の発言	犯行現場への経路を尋ねる
周辺事項	本件犯行とは直接関係のない被疑者にかかわる事項に言及する取調官の発言	被疑者の趣味について尋ねる
一般事項	本件犯行と直接関係のない一般的な事項に言及する取調官の発言	刑事裁判の仕組みを説明する
メタコミュニケーション事項	コミュニケーションの調整や管理のために行われる取調官の発言	「話すのがだるい」という被疑者に「だるいって？」と確認する

面接者の発話がどのようなフレームに基づくものなのか十分明確に把握できず、不安定あるいは「疑心暗鬼」な状態に陥ることになる。相手の嘘を追求する場合に、直接嘘だと糾弾するのではなく、疑惑に関連性のある周辺情報を小出しにして相手を不安にさせる方法は、日本では日常場面（たとえば浮気の追究など）でもよく用いられているが、それと同様の「仄めかし型」の情報圧力が今回分析の対象とした被疑者面接でも用いられていたものと考えられる。

この被疑者面接事例をTable 1でReidテクニックとPEACEアプローチのコミュニケーション・デザインにみられる特徴を整理した枠組みにあてはめればTable 3のようになるだろう。

Table 3  
分析対象事例の特徴

	分析対象事例
(A) フレームの明示性	非明示的
(B) フレームと発話の関連性	明示的 + 非明示的
(C) 段階構造の有無	準段階的  ——  ラポール 周辺・間接・一般事項 ↓ 直接事項  という傾向
(D) 圧力の程度と質	仄めかし型の情報提示 (情報圧力)
(E) 社会文化的文脈との適合性	日本的追求？

#### 今後の検討に向けて

今回検討の対象としたのはわずかに1事例であり、それに基づくTable 3の整理を日本型取調べの一般的特徴として捉えることは当然のことながら不可能である。しかし、捜査実務家や法学関係者からのインフォーマルな意見聴取に基づけば、こうした「仄めかし型」の被疑者面接を日本の警察、

検察における被疑者面接の特徴的な類型の一つとして理解できる可能性は十分にあるものと考えられる。

第2節で検討したようにフレームの明示性が低く、フレームと発話の関連性も不明確なコミュニケーションは一般的に誤解や混乱を生じさせやすい。このため今回検討の対象とした日本の被疑者面接事例では表面化していなかったが、被疑者に知的障害がある場合などには「仄めかし型」の情報圧力戦略が不必要なトラブルを生み出す危険性は高いと考えられる。しかし、一方で「仄めかし型」の嘘の追究が日本の社会文化的文脈に整合的なものであるとするならば、ReidテクニックやPEACEアプローチのように冒頭から被疑者に直接事項を突きつけるコミュニケーション・デザインでは別の混乱や停滞を生み出す可能性もあるだろう。

こうした問題を検討していくためには、本論文で行ったようなコミュニケーション・デザインの外形的な分析にとどまらず、それぞれの技法やスタイルの背後にあって、それを支えている人間、コミュニケーション、嘘とその追究に関する基本的な理解の特徴と差異にも目を向ける必要があるものと考えられる。今後の課題である。

#### 引用文献

- Inbau, F. E., Reid, J. E., Buckley, J. P., & Jayne, R. C. (2011). *Criminal interrogation and confessions (5th edition)*. Jones & Bartlett Learning.
- Ministry of justice (2011). *Achieving best evidence in criminal proceedings: Guidance on interviewing victims and witnesses, and guidance on using special measures*. <[http://www.cps.gov.uk/publications/docs/best\\_evidence\\_in\\_criminal\\_proceedings.pdf](http://www.cps.gov.uk/publications/docs/best_evidence_in_criminal_proceedings.pdf)> (2012年2月26日)
- National policing improvement agency (2009). *National investigative interviewing strategy*. <[http://www.npia.police.uk/en/docs/National\\_Investigative\\_Interviewing\\_Strategy\\_09.pdf](http://www.npia.police.uk/en/docs/National_Investigative_Interviewing_Strategy_09.pdf)> (2012年2月26日)